



2020年8月

ご投資家の皆様へ

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

2020年5月～6月の議決権行使結果およびスチュワードシップ活動の概況について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社運用の投資信託が保有する株式につきまして、2020年5月から6月に開催された株主総会における議決権行使指図の結果を取りまとめましたのでご案内いたします。

上記期間に開催された株主総会のうち当社投資先企業数は1,230社で、すべての保有株式について議決権を行使しました。議案件数は13,537件となっており、そのうち915件については反対行使をいたしました。反対行使を行った主な議案は、取締役・監査役の選解任に係る議案、役員報酬に係る議案、買収防衛策に係る議案および株主提案に係る議案となっております。

行使結果の詳細は、別紙1のとおりとなっております。個別議案の行使結果につきましては、当社ホームページ (<https://www.skam.co.jp/guideline/>) で開示しておりますので、ご参照ください。

当社は、2014年5月に「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明しております。昨年度の活動内容および自己評価は、別紙2のとおりとなっております。また、議決権行使の判断基準に係る開示を今回より実施しております。

今後とも、スチュワードシップ活動を通じて、中長期的な視点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客さまの中長期的な利益向上を実現できるよう努めてまいります。

【議案別議決権行使指図結果】
 (2020年5月～6月開催の株主総会)

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	反対棄権等合計 (E) (B+C)	議案数合計 (F) (A+B+C+D)	反対等行使比率 (E/F) %
会社機関に関する議案	取締役の選解任 (※1)	8,830	405	0	0	405	9,235	4%
	監査役の選解任 (※1)	2,184	223	0	0	223	2,407	9%
	会計監査人の選解任	25	0	0	0	0	25	0%
役員報酬に関する議案	役員報酬 (※2)	429	22	0	0	22	451	5%
	退任役員の退職慰労金の支給	44	19	0	0	19	63	30%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	847	5	0	0	5	852	1%
	組織再編関連 (※3)	9	0	0	0	0	9	0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	54	0	0	54	54	100%
	その他資本政策に関する議案 (※4)	19	0	0	0	0	19	0%
定款に関する議案		224	16	0	0	16	240	7%
その他の合計		2	0	0	0	0	2	0%
合計		12,613	744	0	0	744	13,357	6%

※1・・・原則的に子議案（候補者）ごとの賛否等の件数を集計

※2・・・役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

※3・・・合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

※4・・・自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	議案数合計 (E) (A+B+C+D)	賛成行使比率 (A/E) %
合計		9	171	0	0	180	5%

以上

【2019年度のステュワードシップ活動の概況および自己評価】

原則1：機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、お客さまから委託された資金を運用し、お客さまの利益向上を目指す運用会社として、受託者責任を遂行することを第一義と考えております。

当社は、受託者責任を果たすために、投資先企業の経営状況を的確に把握し、サステナビリティを考慮した分析、評価の実施や建設的な「目的を持った対話」に努めるとともに、「議決権行使の判断基準」にもとづき、原則としてすべての保有株式に対して議決権を行使しました。

これらの活動を通じて、中長期的な視点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客さまの中長期的な利益向上を実現できるように行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則2：機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、当社または信金中央金庫のグループ会社とお客さまの間、ならびに当社のお客さま相互間における取引等に関し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引等を適切に管理し、お客さまに安心して当社のファンドをご利用いただけるよう、利益相反管理規程を制定し、「利益相反管理方針」をホームページ (<https://www.skam.co.jp/coi/>) で公表しております。

当社は、議決権行使の判断にあたっては、原則として「議決権行使の判断基準」にもとづき行動するとともに、利益相反が生じる場合は、利益相反管理方針に従い、お客さまの利益を最優先するべく行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資判断を行う運用担当者による財務情報の分析に加えて、ESGを含めた非財務情報の収集および分析を行うとともに、企業への取材等を継続的に実施することで、投資先企業の状況を的確に把握するよう行動していることなどから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

特にアクティブファンドについては、運用戦略との整合性がとれる範囲において ESG 要素を考慮した投資プロセスを導入しており、中長期的なパフォーマンスの向上に資することを目指しております。

本年度は、以下のとおり決算発表やその他の機会を通じて、投資先企業および投資候補先企業の経営陣や IR 部門などの担当者と年間 403 件の対話の場を持ちました。

企業との対話状況（2019年度）

形態	件数（件）
個別対話	191
うちマネジメントとの対話	119
説明会等	194
工場見学等	18
合計	403

原則 4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、受託者責任を果たすために、サステナビリティを考慮した中長期的な視点から、投資先企業の企業価値および資本効率を高め、持続的成長を促すことを目的とした建設的な対話を当該企業と行うことを通じて、課題等に係る認識の共有化を図るよう行動しております。

投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該企業と課題等について更なる認識の共有化を図るとともに、改善に向けた取組みを促すよう行動しております。本年度、パッシブファンドにおける投資先企業については、主に資本効率の向上や政策保有株式の縮減などに関して、企業の経営陣や担当者と建設的な対話を行いました。

当社は、投資先企業の公表された情報をもとに、当該企業との対話を行います。万が一、未公表の重要事項を受領した場合は、インサイダー情報として社内規程に基づいて適切な情報管理を実施しております。以上のことから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

原則 5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長に資するよう、「議決権行使の判断基準」を定め、原則としてすべての保有株式について議決権を行使しました。議決権行使結

果については、原則として国内の投資先企業を対象に、議案の主な種類毎の集計結果に加えて個別議案ごとの行使結果をホームページ (<https://www.skam.co.jp/guideline/>) で公表しました。また、2020年4月-6月総会について議決権行使の個別議案に係る賛否理由の開示を実施しておりますが、当該開示については投資先企業との建設的な対話等に資するものと考えております。

本年度は、少数株主に係る利益保護の観点から、上場子会社のガバナンス強化を目的として、親会社を有する上場企業における取締役会の構成に関する基準を導入するなど、議決権行使の判断基準の見直しを実施しました。

また、議決権行使について、新型コロナウイルスの感染拡大が企業活動に深刻な影響を与えている状況を踏まえ、一部の議案については、当該影響を考慮した賛否の判断を実施しております。形式的な議案の判断のみにとどまるのではなく、一部の企業とは議決権行使の議案に係る個別の対話を行い、その結果を一部の議案の賛否に反映させていることなどから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

なお、当社は議決権行使助言会社のサービスの利用は現状では行っておりません。

原則6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、「議決権行使の判断基準」および議決権の行使結果、ならびにスチュワードシップ活動の概況について、ホームページ (<https://www.skam.co.jp/guideline/>) で公表していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。また、議決権行使の結果に関しては、個別企業の議案に係る賛否理由の開示を実施しました。

原則7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、本コードの趣旨に則り、投資先企業の持続的成長に資するスチュワードシップ活動を適切に行えるよう、投資判断を行う運用部から独立した運用企画部を議決権行使およびスチュワードシップ活動に係る企画立案を行う担当部署として、中長期的な対話を行う専任者を設置しております。

本年度の企業との対話においては、当面の業績動向だけではなく、中期経営計画の方針や計画を達成するための具体策および長期的な成長戦略や株主還元策など、株主価値を向上させるための方策や効率的な資本政策について議論しました。また、ESG関連のセミナーおよび勉強会に出席したほか、投資先企業の工場見学・海外拠点の視察や、REITの物件見学を行うなど、投資先企業の状況把握に努めました。

当社は、投資先企業と建設的な対話を行うために、投資先企業や事業環境等に関する理

解を深め、ステュワードシップ責任を果たすための実力を高めていくよう行動していることから、当該原則について適切に対応していると評価しております。

当社は、本コードの各原則の実施状況に係る自己評価を定期的に行うとともに、自己評価の結果をステュワードシップ活動の報告とあわせてホームページで公表しております。

以 上